

# ひなたのチカラ林業経営者の登録・公表手続きの概要

【令和8年3月25日改正】

## 1 登録の対象

県内で造林、保育、伐採その他の森林における施業を行う林業経営者（自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている経営者をいい、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問いません。）但し、下記の（１）から（９）に該当する場合は申請することができません。

- （１）行政機関から、法令違反、不正の行為等により入札への参加資格の停止や業務停止命令を受けている場合
- （２）林業経営者の経営者等（個人にあつてはその者若しくはその支配人、法人にあつては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者が森林法、自然公園法及び宮崎県立自然公園条例違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から１年間を経過していない場合
- （３）上記（２）の森林法、自然公園法及び宮崎県立自然公園条例以外の法令等において、林業経営者の代表経営者等（個人にあつてはその者若しくはその支配人、法人にあつては代表権を有する役員（専務取締役以上の肩書きを付した役員を含む。）。が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は罰金刑以上の刑を宣告された日から１年を経過していない場合
- （４）林業死亡労働災害（ただし、経営者等が労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）違反又は刑法（明治４０年法律第４５号）第２１１条の業務上過失致死傷の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたものに限る。）を発生させた日から１年を経過していない場合
- （５）過去３年以内に次に掲げる規定について、行政処分（命令）を受けた、又は行政機関から文書による指導を２回以上（同一森林内における同一時期かつ同一行為によるものを１回と数える。）を受けた場合であつて、改善が認められない場合
  - ア 森林法第１０条の２（開発行為の許可）
  - イ 森林法第１０条の８（伐採及び伐採後の造林の届出等）
  - ウ 森林法第１０条の９（伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等）
  - エ 森林法第１０条の１０（施業の勧告）
  - オ 森林法第１５条（森林経営計画に係る森林の伐採等の届出）
  - カ 森林法第３４条第１項（保安林における立木伐採許可）
  - キ 森林法第３４条第２項（保安林における作業許可）
  - ク 森林法第３４条第６項（保安林における許可条件）
  - ケ 森林法第３４条の２（保安林における択伐の届出等）
  - コ 森林法第３４条の３（保安林における間伐の届出等）
  - サ 森林法第３４条の４（保安林における植栽の義務）
  - シ 自然公園法第２０条第３項第２号から第４号及び第１０号（特別地域における木竹の伐採等）
  - ス 自然公園法第２１条第３項第１号から第３号（特別保護地区における木竹の伐採等）
  - セ 宮崎県立自然公園条例第１８条第４項第２号から第４号及び第９号（特別地域における木竹の伐採等）

- (6) 第 11 条第 1 項第 3 号から第 6 号の規定により登録を取り消され、その取消の日から 1 年を経過していない場合
- (7) 県税に係る徴収金に未納がある場合
- (8) 経営者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している場合
- (9) 行動規範、ガイドライン等を遵守していない行為をしたと認められる場合

## 2 登録の申請

- (1) 提出期限  
登録を希望する日の 2 か月前まで  
ただし、知事が必要であると認める場合は、随時受付します。
- (2) 受付場所  
登録申請者の主たる事務所を管轄する西臼杵支庁又は各農林振興局林務課
- (3) 提出書類  
登録申請書（様式第 1 号）、林業経営者に関する情報（様式第 2 号）、一部改正した誓約書（様式第 3 号）、登記事項証明書（個人事業主は住民票）、県税の納税証明書など（詳細は別紙「申請に必要な書類一覧」参照）
- (4) 提出部数  
各 2 部
- (5) 登録通知  
各登録申請者及び関係市町村長に通知するとともに、県のホームページで公表します。

## 3 審査及び登録の実施

- (1) ひなたのチカラ林業経営者名簿への登録  
事業区域の市町村長の意見を聴取した上で、選定基準（ひなたのチカラ林業経営者登録・公表実施要領別表第 1 参照）及び知事が別に定める登録審査要領に基づき審査等を行い、登録を認めるときは、申請に基づきひなたのチカラ林業経営者名簿に登録
- (2) 有効期間  
登録の有効期間は、登録の日から起算して 5 年を経過する日の属する事業年度の末日までとする（5 年間）。  
ただし、ひなたのチカラ林業経営者名簿に登録されたひなたのチカラ林業経営者が第 4 条第 2 項により書類の提出を省略した認定事業主である場合は、改善計画と同期間とする。
- (3) その他  
登録・公表されたひなたのチカラ林業経営者については、森林経営管理法（平成 31 年法律第 35 号）第 36 条第 2 項及び第 44 条第 2 項に規定する民間事業者に選定されたものとします。

## 4 変更の届出

- (1) 基本情報（事務所の所在地等）に変更があった場合は、その都度、変更届を提出
- (2) 基本情報以外の情報については、必要に応じて内容の変更届を提出

## 5 ひなたのチカラ林業経営者名簿の公表

ひなたのチカラ林業経営者名簿は県のホームページ等において公表  
なお、公表内容は、年 4 回（4、7、10、1 月末）更新

## 6 登録の取消

登録申請の内容に虚偽等が確認された場合など、ひなたのチカラ林業経営者登録・公表実施要領第11条及び第12条に該当する場合は、登録を取り消す又は登録を一時停止することがあります。

ただし、第12条第1項第4号の「登録の有効期間中に、林業死亡労働災害を発生させた場合」については、1の登録の対象の(4)と同様に経営者等が労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)違反又は刑法(明治40年法律第45号)第211条の業務上過失致死傷の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合に限ります。

## 7 施行日

令和8年4月1日

(別紙)

## ひなたのチカラ林業経営者の登録申請に必要な書類一覧

| 要領<br>第4条<br>第2項 | 申請書類   | 林業経営者   |    | チェック |  |
|------------------|--|---|----|------|--|
|                  |  | 法人  | 個人 |      |  |
| —                | 申請書（様式第1号）   | ○   | ○  |      |  |
| —                | 林業経営者に関する情報（様式第2号）   | ○   | ○  |      |  |
| (1)              | 登記事項証明書  | △   |    |      |  |
|                  | 住民票  |   | △  |      |  |
| (2)              | 県税の未納証明書（全税目に未納がないことの証明となるもの）  | △   | △  |      |  |
| (3)              | 雇用に関して交付している文書の様式  | △   | △  |      |  |
| (4)              | 社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類   | 直近の「労働保険概算・確定保険料申告書 継続事業（一括有期事業を含む。）（事業加入状況が主控）」の写し又は労働者災害補償保険加入証書・事業別被保険者台帳照会の写し | △  | △    |  |
|                  |  | 直近の「健康保険/厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届総括表」の写し又は被保険者標準報酬決定通知書の写し                             | △  | △    |  |
|                  |  | 直近の「労災保険率決定通知書」の写し（メリット制適用の場合に限る）   | △  | △    |  |
|                  |  | 退職金共済手帳の写し又は給与規定等の写し  | △  | △    |  |
| (5)              | 就業規則の写し（制定している場合）  | △   | △  |      |  |
| (6)              | 直近3か年の貸借対照表及び損益計算書の写し（経常損益が赤字の場合は、中小企業診断士又は公認会計士による経営診断で今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できる書類）                                | △   |    |      |  |
|                  | 直近3か年の青色申告決算書又は白色申告の収支内訳書の写し（負債が資産を上回っている場合や所得税の納税状況がゼロとなっている場合は、中小企業診断士又は公認会計士による経営診断で今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できる書類） |   | △  |      |  |

|      |  |   |   |  |
|------|--|---|---|--|
| (7)  | 森林所有者または請負事業者との契約書等の写し<br>※過去3年以内の事業実績の造林、保育、伐採その他の森林における施業の区分毎に1件分  | ○ | ○ |  |
| (8)  | ガイドラインや行動規範の写し   | ○ | ○ |  |
|      | ガイドラインや行動規範を遵守するために取り組んだ内容が確認できる書類の写し（研修会参加等の書類や写真等）   | ○ | ○ |  |
| (9)  | 連携する林業経営者との協定書又は同意書の写し<br>（他者への請負等、他の事業者と連携して素材生産、造林や保育を実施する場合）  | ○ | ○ |  |
| (10) | 森林施業プランナー又は直近5年以内に県が指定する森林施業プランナー研修を受講した者、技術士（森林部門）、林業技士（林業経営部門・森林総合監理部門）、フォレスター（森林総合監理士）を雇用している場合（経営者等が該当する場合を含む。）はその資格等が確認できる書類の写し | ○ | ○ |  |
| (11) | 労働安全衛生法第78条及び第79条の規則に基づく安全衛生改善計画の写し  | △ | △ |  |
| (12) | 個人情報の取扱に関する要領などの写し   | ○ | ○ |  |
| (13) | 誓約書（様式第3号）   | ○ | ○ |  |

※○は申請に必要な書類（ただし、該当が無い場合は添付の必要はない。）

※△は登録申請者が本県における林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第3項の認定を受けた事業主であり、計画認定申請書の申請時の情報と同じ場合は省略できる。